

ID: 285

担当部署: 建設課

処分の概要	特定優良賃貸住宅法による家賃の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町営住宅条例 第49条第1項		
例規番号	平成17年条例第158号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(家賃)</p> <p>第49条 第47条の規定による使用に供される町営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項、第28条第1項又は第30条第1項にかかわらず、当該町営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める。</p> <p>2 前項の入居者の収入については、第16条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第49条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第15条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「第1項」とあるのは「第49条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日